

問題①

(解答)

(X2年5月(予定取引実行時))

(借) 売掛金	(11,000)	(貸) 売上	(11,000)
---------	----------	--------	----------

(X2年6月(売掛金決済時))

(借) 現金預金(売掛金分)	(10,800)	(貸) 売掛金	(11,000)
現金預金(為替予約分)	(200)		

(解説)

- 1つ目の仕訳

振当処理の簡便法の場合、債権・債務(今回のケースは「売掛金」)だけでなく、取引(今回のケースは「売上」)も予約レート(110円/米ドル)で換算される

外貨建売上高 100米ドル × 予約レート 110円/米ドル = 11,000円

- 2つ目の仕訳

売掛金の入金及び為替予約の決済に係る仕訳。振当処理の場合、債権・債務の決済時に損益は生じない

問題②

(解答)

(借) 支払利息	(40)	(貸) 未払借入金利息	(40)
(借) 未収スワップ利息	(10)	(貸) (支払利息)	(10)
(借) 金利スワップ	150	(貸) 繰延ヘッジ損益	(105)
		繰延税金負債	(45)

(解説)

- 1つ目の仕訳
借入金の経過利息を計上する
借入金 $12,000 \times$ 適用利率 $2\% \times$ (2か月 \div 12か月) = 40
- 2つ目の仕訳
金利スワップの経過利息を計上する(P/L科目はヘッジ効果を表すため「支払利息」となる)
金利スワップ元本 $12,000 \times$ (支払固定 $1.5\% -$ 受取変動 $2\%) \times$ (2か月 \div 12か月) = $\Delta 10$
- 3つ目の仕訳
金利スワップを時価評価し、税効果を考慮した残額を繰延ヘッジ損益として繰り延べる
金利スワップ時価 $150 \times$ (1 - 法定実効税率 $30\%) = 105$

問題③

（解答）

- ヘッジ有効性の「事後テスト」は、一定のケースで省略することが認められている（○）

（解説）

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ取引実行後、一定期間ごとに行われることが原則ではあるものの、高い有効性があるとみなされる場合（重要な条件が同一である場合など）には、事後テストを省略することが認められている（スライド P.15）

- 為替予約等の振当処理は会計方針として適用する必要があり、正当な理由がある場合には原則法から変更することが認められる（×）

（解説）

為替予約等の振当処理は会計方針として適用する必要がある。そして、振当処理から原則的処理への変更は、正当な理由がある場合に認められるが、原則的処理から振当処理に変更することは、特例的に認められる処理への変更となるため、認められていない（外貨建実務指針3なお書き）（スライド P.28）

- 外貨建予定取引を為替予約等でヘッジする場合、予定取引実行時の処理として原則的処理（独立処理）、振当処理のいずれを採用しても、取引実行時までの決算では繰延ヘッジ処理が行われる（○）

（解説）

外貨建予定取引を為替予約等でヘッジする場合、取引実行時までの決算で為替予約等の時価は繰延ヘッジ損益として繰り延べられるが、この処理は、為替予約等の振当処理を採用した場合にも行われるため、留意する必要がある（スライド P.22、25）

- ヘッジ手段が消滅した場合、ヘッジ会計の終了としてこれまで繰り延べてきた損益を直ちに P/L に計上することになる（×）

（解説）

ヘッジ手段が消滅した場合は、ヘッジ会計の「終了」ではなく「中止」であり、この場合は将来の時価変動のみ P/L に計上し、これまで繰り延べられてきたものはヘッジ対象の損益計上まで引き続き繰り延べる（スライド P.30）

- ヘッジ手段はデリバティブ取引とすることが原則であるが、一定のケースでは外貨建債権等がヘッジ手段として認められる（○）

（解説）

ヘッジ手段として用いられることが想定されているものは、デリバティブ取引が原則であるものの、例えば外貨建の固定資産取得を外貨預金でヘッジするようなケースなど、一定の要件を充たすときには、外貨建債権債務や外貨建有価証券をヘッジ手段とすることが認められている（スライド P.16）